

〒130-8602 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 1 号
アサヒグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 小路明善様

食品飲料、化粧品、日用品分野における 動物実験廃止を求める要望書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、去る 2 月 21 日、貴社サステナビリティ部門ゼネラルマネジャーの ████████ 様、同広報部門プロジェクトマネジャーの ████████ 様、アサヒクオリティードイノベーションズ株式会社 食の安全研究所所長の ████████ 様にご面会し、貴グループの動物実験方針について意見交換をさせていただく機会を持ちました。

その意見交換の場において、動物実験方針の内容や、それを策定するにあたっての経緯、除外規定等について詳しくお聞かせいただきましたが、残念ながら、当会がこれまで「動物実験を廃止した」として評価し公表してきた化粧品ないし食品企業のそれと同等の方針であるとみなすことができませんでした。その理由を以下第一から第四まで示します。

■貴グループが「動物実験を廃止した」と評価できない理由について

第一 ご面会時に確認した事項について

2 月 21 日に確認させていただいたのは：

1. アサヒグループは、2018 年 9 月、法的に明確に義務付けられている範囲以外の食品、飲料、化粧品に関する動物実験の実施、委託、資金提供を廃止する旨の経営判断をなした
2. 上記 1 で示した「動物実験」には、研究開発のための動物実験、その他テーマ探索、共同研究、特許申請のための動物実験が含まれる
3. 上記 1 で示した「法的に明確に義務付けられている範囲」とは、次の場合を指す
(ア) 市販後の事故等、公衆衛生上の説明責任が生じた場合
(イ) 消費者庁への特定保健用食品の許可申請、機能性表示食品の届出
(ウ) 諸外国の制度上法的要件 (EU の Novel Food、アメリカの GRAS など) とされている場合
4. 上記 1 で示した「廃止」の対象範囲には医薬部外品および日用品も含まれる

また、上記の具体的な経緯として：

5. 2018年8月に米国の動物保護団体 PETA から動物実験の廃止要請を受け、翌9月の経営判断のあと、PETA に対し「2018年8月以降法的に明確に義務付けられている範囲以外の動物実験を一切行っていない」と回答した
6. 経営判断に先立って、グループ各社に対する動物実験方針（法的に明確に義務付けられている範囲を除いて動物実験を実施しない、外部委託しない、動物実験に資金提供しない）の事前周知が済んでいたため、わずか1か月という短期間での対応が可能であった
7. アサヒグループの研究施設（アサヒグループ研究開発センター（守谷市）及びアサヒグループ研究開発センター（相模原市））では、動物実験を行う施設は、2018年当時、設備としては存在していたが、現在は完全に閉鎖されている

さらに、「法的に明確に義務付けられている範囲を除く」とする除外規定について：

8. （上記3(イ)について、これまで動物実験を廃止したことを当会が確認してきた日本の化粧品企業および食品企業と同様に、除外とせず、動物実験を一律廃止する決断をしてほしい、ぜひそのような経営判断をお願いしたいという当会の求めに対して）経営陣に今日の面談内容と要望をどこまで上申するかはこちら（※対応された3名）で決める

加えて、動物実験代替法の研究開発状況について：

9. 京都大学 iPS 細胞研究所が発信している情報を参考にしているが、具体的に新規試験法としての代替法開発のためのコンソーシアム等活動への参加はない

以上の事実でした。

第二 化粧品分野において法的要件とされる動物実験の対応について

これまで、化粧品分野における動物実験廃止運動をイニシアティブをとって展開してきた当会では、「動物実験を行っていない」という表現に明確な定義がないなか、各社との個別の面会交渉ないし度重なる書面でのやり取りを通じて、諸外国の動向や消費者のニーズ、企業の現状等を総合的に考慮しながら、現実在即した判断のもと厳密な確認を重ねてまいりました。

1990年代後半～2010年代前半にかけて、各企業は「国から義務付けられているためやむを得ず実施している」という弁明を重ねていましたが、

1. 動物実験は法的に義務付けられているわけではない（薬事法が2001年に改正されるまでは、化粧品の承認制度のなかで、化粧品に新規原料を配合する場合に動物実験による安

全性試験データの提出が求められたが、2001年に化粧品の承認制度は廃止され、動物実験をするか否かは各社の判断に委ねられることになったので、義務付けられているとは言えなくなった)

2. 事実上、現在も動物実験を含む安全性試験データの提出を求められるケースとして、2001年の改正後、医薬部外品については新規原料を配合する製品の承認申請を行う場合等、化粧品については化粧品基準の改正を要請する場合があるが、各社の判断でそのようなケースを回避することは可能

であるとして、自主的な動物実験廃止の決断を求めてきました。

すなわち、安全性が未知である原料を配合しなければ動物実験の必要はなく、もし仮に化粧品企業がどうしても安全性が未知である成分原料を開発したいのであれば、それは動物実験に代わる代替試験法の開発とその公定化を待つべきであり、これからの時代は動物を犠牲にしない方法を求めることもイノベーションである、と訴えてきました。

そして、業界最大手の資生堂をはじめとする複数の大手化粧品企業が2013年以降次々と、これまで「法的に義務付けられている」として継続を主張してきた動物実験も含めて廃止に踏み切ったことは、先の面会申入書にて示した通りです。

一方で、市販後の事故等公衆衛生上の説明責任が生じた場合や、諸外国（化粧品の場合は中国を指す）において動物実験が法的要件とされる場合については除外とするのが現実的であろうと判断してきました。

第三 食品分野において法的要件とされる動物実験は継続するという主張について

これと同様に食品飲料品分野において「法的に義務付けられている範囲では動物実験を行う」という主張については、

1. 特定保健用食品の安全性については、喫食実績が十分に存在しかつ合理的な理由があれば動物実験を回避することが可能。関与成分の作用、作用機序、体内動態については、ヒト試験において知見が得られているものを使用することで動物実験を回避することが可能
2. 機能性表示食品の安全性については、喫食実績を優先しつつデータベースや文献等既存情報から安全性確認を行うことで動物実験を回避することが可能。機能性の科学的根拠の説明にあたっては（i）最終製品を用いた臨床試験（ii）最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビューのいずれかによる資料を提出すれば足りる

であるから、倫理的判断から動物実験を停止ないし廃止するという前提に立つのであれば、食品・飲料分野において、「法的に義務付けられている」特定保健用食品の許可申請、機能性表示食品の届出に際する動物実験を除外するのは失当です。

第四 いわゆる「動物実験していない」ウォッシュについて

たとえば 2000 年代後半、「当社では化粧品に対して動物実験は行わない」としながらも、「化粧品」＝「完成品」と一方的に解釈し、原料成分について動物実験を行っているケース、自社では動物実験を行っていないが外部委託をしているケースが化粧品企業において頻繁にみられました。実態が伴っていないにもかかわらず、「動物を犠牲にしない」「動物にやさしい」というイメージを自社の PR に使用するという行為で、昨今指摘される「グリーンウォッシュ」や「SDGs ウォッシュ」の状況と同様です。

貴グループが示す、「法的に義務付けられている範囲」を除外した動物実験を行わないという方針は、以下の理由等によりこの「ウォッシュ」に該当してしまう恐れがあります。

1. 申請届出用途からテーマ探索への拡大解釈

たとえば、(第三にて動物実験が回避可能である旨説明はしましたが) 特定保健用食品の審査申請資料として「関与成分の作用、作用機序、体内動態を明らかにするため」の動物実験が、機能性表示食品の「科学的根拠の説明資料として」の動物実験が、「法的に義務付けられてい」ますが、これらの場合の当該成分ないし当該製品の申請もしくは届出のためといういわゆる商品開発のための動物実験に限定されるはずのところ、広く「特定保健用食品、機能性表示食品のメカニズム解明のため」というように、一般論として、いまの日本の現状では、企業都合で、動物実験のできる範囲を拡大解釈することが可能です。

2. 回避可能な動物実験の実施

臨床試験のデータをもって動物実験が回避できるにもかかわらず、経費削減の観点から予備試験としての動物実験を「念のため」実施することが可能です。すなわち、企業都合で、経費削減の観点から本来不要であるはずの動物実験を実施してしまうもので、これも「法的に義務付けられている」の拡大解釈にあたります。

3. 共同研究

大学や研究機関と企業の共同研究について、貴グループ各社でもこれまで行われてきていますが (e.g. 乳酸菌ラクトバチルス・ヘルベティカス発酵乳の「記憶力向上」の作用メカニズム研究 静岡県立大学食品栄養科学部・横越英彦教授とカルピス株式会社の共同研究 2011 年国際機能性食品学会発表／リンゴポリフェノールの脂肪蓄積抑制作用についての研究 弘前大学農学生命科学部・長田恭一希助教授とアサヒビール株式会社の共同研究 2004 年 3 月日本農芸化学学会発表など)、一般論として、いまの日本の現状ではこういった共同研究による学術論文発表や学会発表を、企業名を伏せて、共同研究先を所属先として発表することが可能です。すなわち、企業都合で、共同研究を「隠れ蓑」に動物実験を拡大実施継続することが可能です。

日本には動物実験施設や動物実験実施者に対する査察制度がないなかで、企業が、消費者や動物保護団体の要請に応じて「動物実験を行わない」という方針を策定した場合、それを担保

するのは信義則でしかありません。そのような環境下で、企業倫理をゆるがせにするような「動物実験していないウォッシュ」を明確に避けるためには、上記のように「拡大解釈」や「隠れ蓑」と指摘されることのないよう、「法的に明確に義務付けられている範囲」としての特定保健用食品の許可申請ないし機能性表示食品の届出に際する動物実験についても明確に廃止すべきであると考えます。

つきましては、上述の理由と趣旨をご理解いただき、下記の要望事項について、いまいちど貴グループ全体でご検討いただきますようお願いいたします。

ご多用のところ大変恐縮ですが、下記要望の各事項に対するご回答を、4月10日までに電子メール (java@java-animal.org) または FAX (03-5456-1011) までお寄せいただけますようお願いいたします。

万が一、4月10日までにご回答いただけなかった場合には、貴グループが回答を拒否し、食品飲料・化粧品・日用品分野における廃止可能な動物実験を継続している旨を、PETA に情報共有するとともに、国内外の消費者に広く知らしめる所存ですので、ご承知おきください。

敬具

記

■ 要望事項

1. 食品・飲料品分野において、「法的に義務付けられている範囲」としての特定保健用食品の許可申請ないし機能性表示食品の届出に際する動物実験も含めて、動物実験を全廃してください。
2. 化粧品・医薬部外品分野において、「法的に義務付けられている範囲」としての医薬部外品の製造販売承認申請及び化粧品基準改正要請に際する動物実験も含めて、動物実験を全廃してください。
3. 日用品分野において、動物実験を全廃してください。
4. 動物実験代替法の研究開発への人的投資、財政的投資を具体的な形で強化してください。

※注 動物実験の廃止には、外部機関への動物実験実施の委託および動物実験への資金提供を含みます

以上

2020年3月24日

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町29番31号 清桜703
特定非営利活動法人動物実験の廃止を求める会 (JAVA)

理事長 長谷川裕一

電話:03-5456-9311 / FAX:03-5456-1011 / Email:java@java-animal.org